

交通情報の提供事務委託に係る認定審査に関する公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第109条の2第2項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の7の規定により、交通情報提供事務の委託に関し、当該委託業務を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を行うので、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

鹿児島県公安委員会委員長

鑑野孝清



1 認定の審査に係る業務

(1) 業務名

法第109条の2第2項の規定に基づく交通情報の提供に係る事務の委託業務

(2) 業務内容

道路交通情報の収集を行い、道路利用者へ電話、ラジオ放送、インターネット等のメディアを通して道路交通情報の提供を行うもの

2 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 認定基準

平成25年1月11日鹿児島県公安委員会告示第2号（道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準）のとおりとする。ただし、組織の基準については、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人とする。

4 認定審査に必要な書類

- (1) 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- (3) 登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局から発行されたものとし、認定申請が複数にわたる場合は一部を原本とし、その他は副本でも可とする。）
- (4) 役員名簿（別記第2号様式）
- (5) 誓約書（別記第3号様式）
- (6) 従事者名簿（別記第4号様式）
- (7) 総括責任者履歴書
- (8) 雇用関係を証明する書類
- (9) 交通情報提供機器一覧表（別記第5号様式）
- (10) 委託事務を行う能力を有することを証明する書類（別記第6号様式）

5 認定申請関係書類の配布

(1) 配布期間

令和8年1月6日から令和8年1月30日まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する鹿児島県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の間のうち、各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

とする。

なお、窓口配布の最終日は午後4時までとする。

(2) 配布方法等

ア 配布場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通規制課

イ ウェブサイトからのダウンロード

鹿児島県警察のウェブサイトからダウンロードすること。

6 提出期間等

(1) 提出期間

令和8年2月2日から令和8年2月13日まで（県の休日を除く。）の間のうち、各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(2) 提出場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通規制課

(3) 提出方法

(2)の提出場所に持参の上、提出すること。

7 認定の審査に係る結果通知

鹿児島県公安委員会による認定審査の結果を認定通知書（別記第7号様式）により通知する。

8 認定の有効期間

認定された資格は、令和8年度の交通情報提供事務委託に係る契約に限り有効なものとする。

9 問合せ先

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部交通部交通規制課

電話（099）206-0110（内線5555）